

ゴルフ場農薬水質調査結果 環境省



環境省は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「暫定指導指針」)に基づき、平成 17 年度に都道府県及び地方環境事務所が実施した、ゴルフ場で使用される農薬についての水質調査結果を発表しました。

833ヶ所のゴルフ場を対象に、延べ 35,687 検体について実施し、指針値を超過したものはなかったことが明らかになりました。

この調査はゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止するため、平成 2 年 5 月に通知された「暫定指導指針」に基づき調査・指導を行っているもので、ゴルフ場周辺の水質汚濁防止のための基礎資料となっています。

当社ではゴルフ場農薬を始め、土壌・飲料水・食品中農薬分析のご依頼も承っております。残留農薬分析についてご質問等ございましたら、お気軽にお問合せください。

資料 2006 年 11 月 2 日付 環境省報道発表資料
EIC ネット

機器分析箇所 会田祐司